

第三者評価結果入力シート（児童心理治療施設）

種別	児童心理治療施設
----	----------

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人NPOかなびの丘

②評価調査者研修修了番号

S2020129
S18060

③施設名等

名称：	大阪市立長谷川羽曳野学園
施設長氏名：	畠中 勇
定員：	40 名
所在地(都道府県)：	大阪府
所在地(市町村以下)：	柏原市円明町2-30
T E L：	072-977-5723
U R L：	https://hasehabi.miotsukushi.or.jp
【施設の概要】	
開設年月日	2019/4/1
経営法人・設置主体（法人名等）：	社会福祉法人みおつくし福祉会
職員数 常勤職員：	32 名
職員数 非常勤職員：	7 名
有資格職員の名称（ア）	社会福祉士
上記有資格職員の人数：	5 名
有資格職員の名称（イ）	精神保健福祉士
上記有資格職員の人数：	1 名
有資格職員の名称（ウ）	保育士
上記有資格職員の人数：	7 名
有資格職員の名称（エ）	社会福祉士主事
上記有資格職員の人数：	10 名
有資格職員の名称（オ）	看護師
上記有資格職員の人数：	2 名
有資格職員の名称（カ）	臨床心理士（公認心理師）
上記有資格職員の人数：	4 名
施設設備の概要（ア）居室数：	14 室（2人部屋 2室 / 3人部屋 12室）
施設設備の概要（イ）設備等：	
施設設備の概要（ウ）：	
施設設備の概要（エ）：	

④理念・基本方針

<p>【職員理念】 「社会的養護の砦として、子どもに寄り添い自立を促し見守り続けます。」</p> <p>【施設目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 安心・安全で安定した生活を送れる施設 2. 自分を出せて、自分を見つけることのできる施設 3. 一人ひとりのテーマ達成に向け、職員が寄り添ってくれる施設 4. いつまでも何らかの形で関わってくれる施設

⑤施設の特徴的な取組

①クールダウン室の活用

施設種別が児童養護施設から児童心理治療施設に変更となり、入所児童の課題がより複雑化している。同時に児童の衝動的で暴力的な感情の表出方法も顕著となり、危険行為や暴力から自他ともに身の安全を守るため、壁面がクッション材で覆われた部屋を各階に1部屋ずつリフォームし用意している。児童が他からの刺激にさらされることなく、出来るだけ早く落ち着くことで、安心と安全が保障される場所となっている。

また、児童が入所する際にはアドミッションケアプログラムを実施しており、その一環としてクールダウン室の紹介や実際に使用する際の練習（ロールプレイ）も行なっている。実際に児童が必要になった場合には職員の指示のもと、クールダウン室を利用している。

生活を通して自分自身の暴力や感情・怒りのコントロールが出来るようになることを目標とし、時にはクールダウン室を活用しながら繰り返しスキルトレーニングを行い、その結果、児童の課題達成へと繋がっている。暴力や感情・怒りのコントロールが課題でない児童の場合であっても、クールダウン室の整備が安全弁として働き、他の児童からの暴力やそれを目の当たりにすることが減るメリットも大きい。施設の中の安全と安心を守る事が出来る場所としてクールダウン室が児童、職員ともに定着しつつある。

②看護師を中心とした医療体制の連携

児童心理治療施設の特徴でもあるが、他職種との連携は必須であり当施設でも例外ではない。学園児童の多くは、被虐待体験や発達障害を抱えており、心身ともに医療面との繋がりが、日々の細やかなケアが必要とされている。特に医療面のケアにおいて、看護師が中心となり、小児科や児童精神科の嘱託医受診、外部の医療機関への通院等、多岐にわたり連携を図っている。さらに、学園内においては服薬指導も多く管理、衛生管理、感染症対策も行い、児童が安心・安全を感じる事が出来る生活環境がつけられている。また、看護師からの気付きや医療的支援における必要な視点をフロア職員やセラピストなどの他職種へと繋げて出来るよう日頃から密なコミュニケーションが図られている。また職員会議や勉強会で看護師から医療面における指導だけでなく、ケアを通しての児童の変化や成長を伝えられることで、職員の児童処遇への意識の高まりへとつながっている。学園の取り組みの一つでもある、はぐくみの会（性教育）の運営に看護師も参加し、児童が自分を大切にはぐくんでいけるよう、心と体を大切にできる支援を直接支援職員と共に企画し運営をしている。

以上のように、医療面のみならず、心身の健康において看護師を中心としたチームが構築され、またそれが日常生活の中でフロア職員やセラピスト、栄養士といった他職種との連携にも一役担っていることは、当学園の特徴的な取り組みと言える。

③アドミッションケアの導入

様々な特性や課題をもった児童が入所する当施設では、新しく入所してくる児童に「アドミッションケア」と称して、種々の取り組みを個別で行うようにしている。入所依頼を受けたのち、事前協議、入所前見学、入所当日、入所後の個別的関わりといった形で進めていく。

・事前協議・見学・入所当日

事前協議では、入所までに成育歴や保護者との関係・児童の特性や能力等ケースの詳細な内容について確認を行うとともに、児童の課題の明確化、入所後のケース展開についてなどを共有する。

見学では、CW同席のもと児童（保護者）と入所理由についての確認を行い、入所後の課題や目標を共有するようもしている。

入所当日にも、目標とそのために取り組むことを明確化し、職員が目標達成に向けて支援していくことを確認する。また職員と一緒に荷物整理などをしながら、これまでの生活の思い出に触れるなどして子どもの緊張をほぐし、心が落ち着ける時間を共有するようになっている。

・入所後（2週間以内）

しばらくは他の子ども集団とは別に日課を過ごすようにし（男子は空間に余裕があるので別室で生活）、食事や入浴などの生活習慣や学習習慣などの習得具合を確認しながら、学園の日課やルールを導入し、徐々に他児らと行動をともにしていくことで集団での生活に慣らしていく。またコミュニケーションスキルや性教育についてのプログラムもこの間に個別で実施している。経過途中で職員との面談を行い、児童自身の状況理解、生活上の不安等について聴き取りを行い、児童理解に繋げている。※男子は児童の特性や性格などを見極めて配属フロアを決定し、アドミッションケア終了後フロアに移動する。

アドミッションケアは主にSV職員が実施しており、この間に得た情報や取り組み内容をできるだけ詳細に生活担当となるフロア職員に引き継ぎ、より適切な支援ができるよう、また児童が新しい生活に少しでもスムーズに安心感をもった生活ができるようになっている。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2021/4/26	
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2022/3/22	
前回の受審時期（評価結果確定年度）		

⑦総評

◇施設の概要

児童心理治療施設 大阪市立長谷川羽曳野学園は、法人2箇所目の児童心理治療施設で所在地は柏原市にありますが、大阪市から指定管理を受託し平成31年4月に開設した児童定員40名の施設です。道路を挟んで子どもたちが通う大阪市立の小・中学校が施設の周りは世界遺産の古市古墳群が広がり、施設の裏側は玉手山公園(ふれあいパーク)で、自然豊かな環境に恵まれています。そんな中で子どもたちは、1階に学童女児フロア、2階に学童男児フロア2箇所の合計3つのフロア空間に分かれて生活しています。学童居室は、2人部屋と3人部屋が用意され、子どもたちの居室空間は各自の机やベッドをカーテンで区切ることができ、またフロアにテープを張りゾーニングをするなど工夫しながら、子どもたちの発達年齢や特性に応じてプライバシーが守られた空間で生活を送っています。現在35名の子どもたちが入所しており、子ども一人ひとりに応じた治療や支援に向けて、様々な専門職による職員が一丸となって取り組んでいます。児童心理治療施設事業を開始して約3年が経過し、3年前まで大阪市子ども青年局が運営していた児童養護施設から、現在の社会福祉法人みおつくし福祉会による児童心理治療施設への事業形態の変更、建物設備の老朽化、施設運営主体の変更、職員が全て交代するなど様々な課題を抱えていましたが、再スタートを図るために、施設長をはじめ法人内の他施設等から異動した経験豊かな職員と新規採用した職員が職員理念や施設目標、実践目標を掲げ、一致団結して日々取り組んでいます。近年入所する子どもたちは虐待等により、治療・支援を必要とする子どもたちがほとんどであり、まずは子どもたちの安全・安心が確保され、安定した生活を送ることができるよう支援しています。また子どもたち一人ひとりの入所時に設定した課題や目標に対して、多職種が連携し、また地域の精神科医等の協力も得ながら、子どもたちに寄り添い自立を促し見守っていく姿勢で取り組んでいます。

◇特に評価の高い点

【施設長のリーダーシップの発揮及び経営の改善や業務の実効性を高める取り組み】

施設長は施設全体のバランスを考慮した上で職員の体制を構築し、治療・支援の質の向上に向けて自らも積極的に参画しています。また新入所児童ケースに関する事前協議や会議の資料にも目を通し、コメントを必ず行うなど、リーダーシップを発揮しています。さらには業務の実効性等の向上に向けて、毎月開催している安全委員会や必要に応じて開催している管理職会議で、人事・労務・財務等を踏まえ分析を行ない、法人本部とも協議しながら職員が働きやすい環境の整備を行ない、今後も法人組織内での連携・情報交換をしながら、トータルな経営、人員配置等も考慮した取り組みが期待されます。

【総合的な人事管理の実施】

法人内で人事考課制度を実施しキャリアアップ体系が確立され、目標管理シートを用いて、就任前～新任職員・中堅職員・リーダー・主任・施設長の各階層の狙いや目標を定めて、それぞれの期待する職員像を明確にしています。またキャリアアップ体系図では、「組織運営・管理、人材育成」「福祉・サービスの倫理と基本理念、福祉サービスの質や技術」「メンタルヘルス・セルフマネジメント」「他職種連携・地域協働及び業務課題の発見と解決に向けて」「リスクマネジメント・メンバーシップ・リーダーシップ」といった項目に沿って、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する効果や貢献度等を評価しています。さらに各職員は受講管理手帳を所有し、目標管理シートに沿って面談の中で職員の意向・意見を集約し、評価・分析等に基づき毎年改善策を検討しています。今後も、職員自らが将来を描くことができる総合的な仕組み作りが期待されます。

【直接子どもの意見・心情を理解するための取り組み】

子どもと職員との信頼関係を構築するために、毎日グループごとに「夜の会」を開き、子どもの意見表明の時間をつくり出しています。また、毎日日記を書く習慣を定着させ、必ず個別に子どもへの職員メッセージを記すようにしています。これらの取り組みは、直接子どもの意見・心情を理解する(意見箱等での対応を超えた)時間・方法となっており、大いに評価されます。

◇改善が求められる点

【子どもや保護者等への事業計画の周知及び理解を促すための工夫】

ホームページで、子どもたちの生活の一日の流れや年間事業計画行事、施設概要、施設長あいさつ、様々な専門職によるチーム支援等を公開し周知を図っています。また入所時には、事業計画の主な内容をできる限り周知するようにしていますが、今後、ホームページ等を活用しながら「基本運営方針と今年度の取り組み」や「利用者サービスの質の向上への取り組み」等の具体的な計画を分かりやすく説明した資料を作成し、施設内に掲示するなどの周知の工夫が求められます。

【ボランティア等の受入れに対する基本姿勢の明文化及び体制の確立】

ボランティア受入れ及び地域の学校教育への協力についての基本姿勢が明文化されていませんが、地域の学校と合同勉強会を実施する等、地域の学校教育等への協力をする等の交流は行なわれています。今後、ボランティアの受入れに関する基本姿勢をマニュアル等で明文化し、ボランティア等を効果的に活用しながら、子どもの支援等の充実を図る体制を確立していくことが求められます。

【被措置児童虐待や不適切な関わりに関する種々の文書化の不備】

マルトリートメント研修を実施し、具体的な不適切行為について確認もして、朝の引継ぎ時にも点検をしています。その一方で、不適切な関りが生じた場合の対応等については、文書化がなされていません。また、被措置児童等虐待の届出。通告制度についての対応マニュアルも十分とは言えません。今後、これらの適正な文書化について取り組まれることが強く求められます。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

児童養護施設から児童心理治療施設に業種変更し指定管理として我が法人(社会福祉法人みおつくし福祉会)が運営を請け負い立ち上げて3年目の今年度、初の福祉サービス第三者評価調査の受審を受けました。調査機関【かなびの丘】による調査内容は期待通り児童心理治療施設のことをとても深く理解されている調査者が複数居られるので、調査の視点も狙いも質問も、どれもその根拠を教えて頂き勉強をさせて頂く事ができ感謝しております。これからは年度毎の施設目標を更に解り易く明示し周知出来るようにし、文書化が不足している資料についても一つ一つ作成し積み重ねて行きたいと考えております。お陰様で先ず今回の評価と改善点を努力目標として、アドバイスを無駄にせず更に次のステップアップを目指したいと考えております。どうもありがとうございました。

⑨第三者評価結果(別紙)

第三者評価結果（児童心理治療施設）

共通評価基準（45項目） I 治療・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者 評価結果
① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
【判断した理由・特記事項等】	
<p>■法人や施設の理念には、使命や目指す方向性が謳われており、施設理念や施設目標にも職員の行動規範となる内容が示されています。法人理念や施設理念・施設目標等は、毎年度初めの臨時職員会議で施設長から明文化したものを配布し説明しています。また事務所にも掲示して周知を図っています。さらに子どもや保護者に対しては、ホームページへの掲載や入所時に施設パンフレットや入所のご案内を用いて、一定の説明はなされています。</p> <p>■今後は、現在作成中であるホームページの中で、施設目標等をよりわかりやすく説明した内容にする等、子どもや保護者に対し、治療・支援内容をより周知を図る取り組みが望まれます。</p>	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者 評価結果
① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
【判断した理由・特記事項等】	
<p>■社会福祉事業全体の動向については、近畿児童心理治療施設協議会や大阪市児童福祉施設連盟等の会議に積極的に参加し、また小・中学校とも連携し情報共有を行ないながら、子どもの治療・支援等の地域ニーズの把握をしています。さらにその情報を施設職員全体に提供し共有化を図っています。加えて施設に入所する子どもの推移や利用率等は、施設の運営体制も配慮しながら常に分析を行なっています。</p> <p>今後は、大阪市の指定管理を受けている状況でもありますが、柏原市社会福祉法人連絡協議会等とも連携しながら、地域における各種福祉計画の内容等も把握し地域でのニーズの特徴・変化等を分析する取り組みが望まれます。</p>	
② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
【判断した理由・特記事項等】	
<p>■開設3年目でようやく人材が充足し、現在の課題は、経営環境や養育・支援の内容、組織体制や設備の整備、財務状況などであり、職員会議等で具体的な課題や問題点を明らかにして事業計画で取り組みを周知し、安全委員会その他で具体的な取り組みを進めています。</p> <p>■法人内の施設長や経営企画会議、理事長ヒアリング等により、理事長・理事等各役員への共有がなされています。今後も経営状況の的確な把握を行ないながら、経営課題の解決・改善に向けてのより具体的な取り組みが期待されます。</p>	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者 評価結果
① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
【判断した理由・特記事項等】	
<p>■中・長期計画は、施設運営・営繕・支援関係について具体的な目標が明記され、法人内の部会や施設内の各種会議で、営繕や人材確保等の具体的な取り組みについての検討を行なっています。</p> <p>■中・長期計画は毎年見直しを行ない、具体的に文書化・数値化された営繕リストやコスト試算表などとともに理事長ヒアリングに提出、報告されています。</p>	
② 5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
【判断した理由・特記事項等】	
<p>■単年度の事業計画が作成され、生活支援や地域支援、人材育成、環境整備等、当該年度に取り組むべき事項や内容を詳細に文書化しています。</p> <p>■今後も中・長期計画を踏まえ、より具体的成果等を設定して、実施状況の評価が行ないやすい単年度の事業計画の策定が期待されます。</p>	

(2) 事業計画が適切に策定されている。		
①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
【判断した理由・特記事項等】		
<ul style="list-style-type: none"> ■毎年4月、全職員に当年度の事業計画を配布し、説明を行ない理解を促しています。 ■事業計画の策定は、年末年始頃から当年度の事業計画の評価・見直しに入り、リーダー会や安全委員会で意見集約して組織的に行なわれています。 ■法人としては、来年度の事業計画を施設長会や理事長ヒアリング等で評価・見直しを行なっています。 ■今後、職員等の参画度合いを高め、集約した意見等がさらに反映された計画の策定が期待されます。 		
②	7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	c
【判断した理由・特記事項等】		
<ul style="list-style-type: none"> ■ホームページでは、子どもたちの生活の一日の流れや年間計画行事、施設概要、施設長あいさつ、様々な専門職によるチーム支援等を公開しています。また入所時には、事業計画の主な内容をできる限り伝えるようにしています。 ■今後は、ホームページ等を活用しながら「基本運営方針と今年度の取り組み」、「利用者サービスの質の向上への取り組み」等の具体的な計画を分かりやすく説明した資料を作成し、施設内掲示も含め、周知へのさらなる工夫が求められます。 		

4 治療・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者 評価結果
①	8 治療・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
【判断した理由・特記事項等】		
<ul style="list-style-type: none"> ■治療・支援については、日々のケース記録をPC入力にして、必要に応じ職員全員が閲覧できるようにし、その記録を基に先輩職員からのスーパーバイズを受ける仕組みを築いています。 ■朝・夜の連絡会において情報の共有を行ない、治療・支援の中身について検討する機会を設けています。 ■評価結果の分析・検討は、業務改善委員会が中心となり行なっています。 		
②	9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
【判断した理由・特記事項等】		
<ul style="list-style-type: none"> ■自己評価の結果を取りまとめ、施設として改善すべき課題を抽出しています。評価結果から明確になった課題については、それぞれの責任者を中心に、各種マニュアル等の作成を行なっています。 ■現在策定途中である「はせはびハンドブック」と「長谷川羽曳野学園マニュアル」を早急に整備し、職員間で共有しつつ新たな課題を抽出して、その都度、改善策の検討、計画の策定につなげていくことが望まれます。 		

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。		第三者 評価結果
①	10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
【判断した理由・特記事項等】		
<ul style="list-style-type: none"> ■施設長は施設の経営・管理に関する自らの方針や取り組みを、事業計画や中長期計画及び理念と実践目標として明示し、毎年度初日には職員に周知しています。 ■ホームページ上では、施設の理念とともに施設長の役割と責任について表明しています。 ■施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、管理規程や業務体系図、職員業務分担図で示し、全体会や職員会議で周知を図っています。また有事における施設長の不在の場合は、主任が担うことを施設全体に周知しています。 		
②	11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
【判断した理由・特記事項等】		
<ul style="list-style-type: none"> ■施設長は、大阪市児童福祉施設連盟をはじめ、全国児童心理治療施設協議会、社会保険労務士等の研修に参加し、法令遵守に関する研修を受講しています。 ■施設長は、全体会や職員会議等の機会には、法令遵守はもとより、有給休暇の取得やライフワークバランス等、福祉サービスを実施する組織や職員に必要で大切な自覚と意識の啓発に努めています。 		

(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
①	12 治療・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
【判断した理由・特記事項等】		
<p>■施設長は施設全体のあらゆるバランスを考慮した上で体制を構築し、治療・支援の質の向上に向けた動きに自らも積極的に参画しています。また担当する個々のケースに関する助言を行ない、研修や会議を通して指導力を発揮しています。さらに施設長は、新入所児童ケースの事前協議資料や会議の資料にも目を通し、必ずコメントを添えるなど、治療・支援の質の向上へのリーダーシップを発揮しています。</p> <p>■今後、目標管理シート等を用いたヒアリング等の活用によって職員の意見をいっそう反映し、治療・支援の質の向上へのさらなる具体的な取り組みが期待されます。</p>		
②	13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
【判断した理由・特記事項等】		
<p>■施設長は、業務の実効性等の向上に向けて、毎月開催している安全委員会や必要に応じて開催している管理職会議で、人事・労務・財務等を踏まえ分析を行ない、法人本部とも協議しながら職員が働きやすい環境の整備を行なっています。</p> <p>■法人では他に児童養護施設や母子生活支援施設等の事業も展開しており、法人内の児童施設部会内での連携と情報交換を通じ、人員配置等も考慮したトータルな経営に向けて、さらなる課題の分析や検討が期待されます。</p>		

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者 評価結果
①	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
【判断した理由・特記事項等】		
<p>■各種加算職員の配置等を積極的に図って計画的な人材確保・体制充実に努めています。また法人就職セミナーや福祉の就職フェアへの参加等での求人を通して人材確保に努めています。さらに、自施設・法人のホームページも活用し、効果的な福祉人材確保策を実施しています。</p> <p>■今後は、人員体制や人材育成に関する基本的な考え方や方針、また、必要な時の適切な人材確保のあり方などを整理することで、より効果的な人材確保・育成計画、人事管理体制の確立が望まれます。</p>		
②	15 総合的な人事管理が行われている。	a
【判断した理由・特記事項等】		
<p>■法人内で人事考課制度を実施しキャリアアップ体系が確立され、目標管理シートを用いて、就任前～新任職員・中堅職員・リーダー・主任・施設長の各階層の狙いや目標を定めて、それぞれの期待する職員像を明確にしています。</p> <p>■キャリアアップ体系図では、「組織運営・管理、人材育成」「福祉・サービスの倫理と基本理念、福祉サービスの質や技術」「メンタルヘルス・セルフマネジメント」「他職種連携・地域協働及び業務課題の発見と解決に向けて」「リスクマネジメント・メンバーシップ・リーダーシップ」といった項目に沿って、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する効果や貢献度等を評価しています。</p> <p>■各職員は受講管理手帳を所有し、目標管理シートに沿って面談の中で職員の意向・意見を集約し、評価・分析等に基づいて毎年改善策を検討しています。今後も、職員自らが将来を描くことができる総合的な仕組み作りが期待されます。</p>		
(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
①	16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
【判断した理由・特記事項等】		
<p>■産前産後休業や育児休業の取得や有給休暇の消化率が高いなど、働きやすい職場づくりに取り組んでいます。また職員からの意見聴取で就業に関する要望を聞き、可能な範囲での配慮に努めています。</p> <p>■職員が孤独にならないよう、それぞれのポジションや職種を超え職員間での繋がりが持てるよう、業務体系や業務分担図等で報告・連絡・相談のモデル図を示し、相談や報告が円滑に行なわれるようにしています。</p> <p>■職員の意向や就業状況のスムーズな把握が可能なよう、個別面談による希望や意見の聴取の充実が期待されます。</p>		
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
①	17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
【判断した理由・特記事項等】		
<p>■法人で作成している職員一人ひとりの目標管理シートを用いて管理職が中間面接や年度末の面接を実施し、目標達成度の確認も行なっています。</p> <p>■キャリアアップ体系図には、各職員の役割や福祉サービスの倫理・質・技術等の「期待する職員像」が掲げられ、職員一人ひとりの育成に向けた取り組みが明確に示されています。</p> <p>■今後も、職員個々の目標管理シートや研修の受講履歴管理シートその他、人事考課制度を活用しながら、キャリアアップ体系図の仕組みに沿った職員の質の向上に向けた取り組みが期待されます。</p>		
②	18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	c
【判断した理由・特記事項等】		
<p>■人材育成については、新任研修についてのマニュアルを整備し、担当者を中心に協議しながら計画的に実施しています。しかし、法人内のキャリアアップ体系図等の中には職員の教育や研修に関する計画はありますが、実行できていない状況があります。今後は、児童心理治療施設として、自施設で必要とする専門性の高い治療・支援に必要な、固有な教育・研修計画を作成し、日常業務に資していくことが求められます。</p>		

③	19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a
【判断した理由・特記事項等】		
<p>■ 新任研修やテーマ別、階層別による勉強会等で、職員一人ひとりの教育・研修の機会を確保し、個々の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施しています。また外部研修や法人内による様々な研修や会議による情報収集等を行なうことで、自ずと組織的なOJTとなっています。</p> <p>■ スーパービジョン体制として、施設長・主任・副主任・SV職員・フロアリーダー等の経験豊富な者がその役割を担い、職員の指導や相談に当たっています。</p>		
(4) 実習生等の治療・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
①	20 実習生等の治療・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
【判断した理由・特記事項等】		
<p>■ 保育士実習及び社会福祉士実習のプログラムを用意し、フロア職員だけでなく看護師や栄養士、セラピスト、施設長等の講話の時間を設け、治療・治療に関わる専門職の研修・育成を適切に行なっています。</p> <p>■ 実習生受け入れマニュアルが作成され、また「児童福祉施設実習・実習生指導について」のハンドブックを活用し、受け入れに関する基本姿勢を明文化しています。</p> <p>■ 今後は、実習受け入れ担当者だけでなく、他の職員の意見も反映させての取組みが期待されます。</p>		

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者 評価結果
①	21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
【判断した理由・特記事項等】		
<p>■ ホームページが作成され、法人、施設の様々な情報が公開されており、理念、経営方針、治療・支援の内容、定款、役員名簿、決算、事業報告、苦情状況報告等が公開されています。また広報誌「はせはびの森」を発行し、保護者や地域、関係機関等にも配布しています。</p> <p>■ 今後は自施設のホームページ等を活用しながら、より運営の透明性を確保するために事業計画や予算等についても情報公開していくことが望まれます。</p>		
②	22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
【判断した理由・特記事項等】		
<p>■ 施設における事務、経理、取引等に関するルールは経理規程に定めて取り組んでおり、職務分掌については業務体系図等で明確にし、周知を図っています。また法人内の他施設の事務職員とも定期的に連絡や確認等を行なっています。</p> <p>■ 法人組織で内部・外部監査を実施し、会議等で指摘事項を確認し改善に努めています。内部監査では、約半年後に指摘事項の改善計画を法人に提出し、次年度には遂行状況の確認監査があって、透明性の高い適正な経営・運営への取組みが行われています。また、財務については、監査法人の専門家による外部監査を受けています。</p>		

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者 評価結果
①	23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
【判断した理由・特記事項等】		
<p>■ 地域との関わり方についての基本的な考え方は、事業計画及び施設の理念と実践目標に、地域との連携、地域福祉の取り組み、社会貢献への取り組み等として記載しています。</p> <p>■ 施設として、地域の防災訓練、だんじり祭り、自治体が計画した行事（ウォーキング等）に参加する等、地域交流や地域支援を積極的に実施し展開しています。さらに買い物・通院等で、できる限り子どもと職員で一緒に出かけ、地域の資源を積極的に活用しています。今後は、地域との関わり方についての基本的な考え方を文書化して職員間で周知を図り、地域ニーズの把握や子どもと地域との交流を広げるためのいっそうの取組みが望まれます。</p>		
②	24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	c
【判断した理由・特記事項等】		
<p>■ ボランティア受入れ及び地域の学校教育への協力についての基本姿勢が明文化されていませんが、地域の学校と合同勉強会を実施するなど、学校との交流に積極的に取り組んでいます。今後は、学校教育への協力をボランティアの受入れに関する基本姿勢をマニュアル等で明文化し、効果的にボランティア等を活用しながら、子どもの支援の充実を図る体制を確立していくことが望まれます。</p>		
(2) 関係機関との連携が確保されている。		
①	25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
【判断した理由・特記事項等】		
<p>■ 施設として必要な社会資源等に関するリストは、事務所等に掲示し活用されています。地域、教育機関、各種団体等との提携には積極的に取り組み、月1回学校との連絡会を開催しています。</p> <p>■ 定期的に小・中学校との合同研修会を開催し、子どもに対する共通理解や対応のあり方についての勉強会を実施しています。今後は関係機関・団体だけでなく、子どものアフターケア等を含めた地域でのネットワーク化に向けた更なる取組みが望まれます。</p>		

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
①	26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
【判断した理由・特記事項等】		
<p>■地元柏原市の「社会を明るくする運動」に人員を派遣したり、地域の小・中学校講演会には施設長が参加する等、可能な範囲内で関係機関と連携を図り、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めています。今後も、地域の福祉向上に向けたさらなる取り組みが期待されます。</p>		
②	27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	c
【判断した理由・特記事項等】		
<p>■地域の自治会活動(防災活動等)への参加や学校との合同勉強会を実施するなど、地域との連携強化を図りつつあり、法人内の他事業所の事例(地域の子どもたちを対象とした子ども食堂や学習支援)も踏まえながら、今後の地域の福祉ニーズに合わせての事業・活動を模索しています。</p> <p>■今後は、柏原市にありながら大阪市の指定管理であるという制約はありますが、施設が有する治療・支援に関する専門性等の情報を還元するなど、法定事業の枠にとどまることなく地域貢献に関わる事業・活動を積極的に行なっていくことが望まれます。</p>		

Ⅲ 適切な治療・支援の実施

1 子ども本位の治療・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者 評価結果
①	28 子どもを尊重した治療・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
【判断した理由・特記事項等】		
<p>■法人のホームページやパンフレットに施設や職員の理念・実践目標等を明示し、職員に周知して共通理解を図り、「はせはびハンドブック」を基に、子どもを尊重した治療・支援を実施しています。</p> <p>■子どもの尊重や基本的人権への配慮については、朝礼や各種会議で話し合いを持ち、行事起案書等には危険予測やその対応についても記載する等、治療・支援の標準的な実施方法とのすり合わせを行なっています。また、人権研修やマルトリートメントの職員勉強会を毎年1回実施しています。</p>		
②	29 子どものプライバシー保護に配慮した治療・支援が行われている。	b
【判断した理由・特記事項等】		
<p>■プライバシー保護規程を基に、可能な限り一人ひとりの子どものニーズや特性に沿った治療や支援の保障ができるよう、フロア会議やリーダー会議、安全委員会、職員会議等で話し合いを行なって職員の理解や資質向上に努めています。</p> <p>■一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供するために、セカンドステップや「はぐくみの会(性教育プログラム等)」、また「夜の会」で集団での話し合いを実施し、また個別にも対応も行なっています。</p> <p>■子どもや保護者等には、入所のしおり等で、プライバシー保護等に関する取り組みの周知を図っていますが、今後はホームページにもプライバシー保護に関する規程や取り組みを記載し周知を図るといったさらなる取り組みが望まれます。</p>		
(2) 治療・支援の実施に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
①	30 子どもや保護者等に対して治療・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
【判断した理由・特記事項等】		
<p>■ホームページや施設パンフレット、入所のしおり等を活用し、子どもや保護者等に対して、治療・支援に関する事前の説明や入所時の説明を丁寧に対応しています。また、希望があれば入所前の見学(隣接する学校も)についても実施し、また一時保護期間中での事前訪問時などにも、可能な限り必要な情報を積極的に提供しています。</p> <p>■子どもや保護者等に対する情報提供については、広報誌「はせはびの森」の配布や報告事項等があれば必要に応じて行なっています。</p>		
②	31 治療・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
【判断した理由・特記事項等】		
<p>■入所見学時には、学園のしおりを用いて、その子ども自身の課題や目標と、それを実現可能にする行動を決めています。また、しおりの説明を行なった際には、子どもと保護者、児童相談所のケースワーカーが同意・確認をした上で、用紙記載の各項目に確認印をつけています。さらに、医師による医療行為やインフルエンザ予防接種等の同意書も書面で保管しています。</p> <p>■今後は、意思決定の困難な子どもや保護者等への伝達や同意に関するルール化や対応マニュアルの作成を行ない、適正な説明・運用を図っていくことが望まれます。</p>		
③	32 治療・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり治療・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
【判断した理由・特記事項等】		
<p>■措置変更の際には、大阪市児童福祉施設連盟で作成した引き継ぎ文書を基本として書類を作成しています。必要に応じて精神科受診の継続が必要なケースでは、紹介状を作成してもらうなど、地域や家庭への移行にあたり治療・支援の継続性に配慮した対応を行なっています。また施設の看護師により、日常の医療に関する配慮点等があれば、サマリーを作成して退所時に渡しています。</p> <p>■退所時には、子どもや保護者等に対し以後の相談窓口を口頭で説明し、相談機関が記された用紙も配布しています。</p> <p>■児童相談所の継続支援会議では、子ども本人も参加し、相談がある場合等の対応についての確認もしています。</p> <p>■今後とも、関係機関と連携しながら措置変更や地域・家庭への移行に等にあたっては、治療・支援の継続性に配慮した対応を充実させることが期待されます。</p>		

<p>(3) 子どもの満足の向上に努めている。</p> <p>① 33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	<p>第三者 評価結果</p> <p>a</p>
<p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>■子どもの満足の向上のために玄関横に意見箱が設置され、また年2回実施する個人面談では、課題や目標だけでなく満足度や不満、心配事についても聴き取りを行なっています。さらに食事のアンケートは年1回実施し、子どもの誕生日には、可能な限り本人が希望するメニューを提供しています。</p> <p>■各フロアでは毎日20時に「夜の会」を持ち、日常生活のルール等について話し合っています。また子どもの意見に基づいて、カードゲームをする時のルール決めや卒業お祝い会、もちつき、各フロアの野外活動等の行事についても、子どもの意見を尊重した具体的な改善や計画を立てています。</p>	
<p>(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。</p> <p>① 34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p>	<p>b</p>
<p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>■苦情解決の体制を確立し、法人のホームページや事務所横に苦情解決責任者・担当者・第三者委員を記したポスターを掲示し、入所時には、苦情受付等について子どもや保護者等に説明しています。また意見箱が置かれ、意見受付の用紙も用意されています。これとは別に、子どもたちからは、夜の会や就寝前の時間等で、子どもの意見の吸い上げを行なっています。</p> <p>■今後、子どもや保護者はもとより、近隣住民や関係機関等からも、施設を向上させる材料としての意見・要望を得るために、より気軽に易しく苦情が申し出られるよう、受付用紙の様式の見直しなど、さまざまな工夫をしていくことが望めます。</p>	
<p>② 35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。</p>	<p>a</p>
<p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>■入所時に渡している子どもの権利ノートや入所のしおりに、相談できる対象者(施設職員・児童相談所のケースワーカー等)の複数の選択肢を記載し周知しています。</p> <p>■意見を述べやすい場所として、居室や寮母室、医務室や施設長室等で相談を受け付けており、生活や健康面、食事に関することなど相談事案によって様々な職種が対応しています。また個人面談でも相談や意見を述べやすい環境に配慮し、毎日の振り返り時や就寝対応時に職員と一対一の時間を確保しています。</p> <p>■入所時には子どもや保護者等に、いろいろな人に相談や意見を述べることを説明し、意見箱横には説明書きを置いてあります。</p>	
<p>③ 36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p>	<p>b</p>
<p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>■子どもたち全体の相談や意見に対しては、各ユニットの夜の会の時間を活用しています。夜の会での意見は、「夜の会ノート」に記録され、要点はフロア日誌に記入しています。子どもの意見内容で、職員間での話し合いが必要な場合には、月3回実施しているフロア会議で話し合い、その結果を夜の会で子どもたちに返していくというシステムを備え、組織的かつ迅速な対応に心がけています。</p> <p>■今後は、相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順・対応策の検討等について、マニュアル(見直しの仕組みを含めた)の整備が望めます。</p>	
<p>(5) 安心・安全な治療・支援の実施のための組織的な取組が行われている。</p> <p>① 37 安心・安全な治療・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</p>	<p>第三者 評価結果</p> <p>a</p>
<p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>■施設の危機管理については、リスクマネジメントに関する責任者を主任・副主任と明確にして対応し、朝の連絡会・職員会議・全体会などを通じてインシデント報告を行い、職員全体で共有できるようにしています。また、ヒヤリハット、インシデントについて集計・分析がなされています。</p> <p>■コロナ感染症においては、看護師が中心となりマニュアル化がなされ、修学旅行から帰園した児童に対しても帰園後すぐに抗原検査を実施するなどの取り組みがなされています(評価調査訪問時に確認できました)。</p>	
<p>② 38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</p>	<p>a</p>
<p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>■感染症対策については、近畿児童心理治療施設協議会(近児心)看護師部会作成のマニュアルに基づいた、施設としての感染症対策マニュアルが整備され、「予防第一」のコンセプトで職員全体に周知を図っています。</p> <p>■感染症の流行期の前になれば、看護師が中心になって当該感染症の勉強会を実施されています。</p>	
<p>③ 39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。</p>	<p>b</p>
<p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>■火災だけでなく各種災害に備えた訓練が毎月計画・実施されています。また、災害応マニュアルが策定され、職員の安否確認や緊急時の連絡方法にLINEを活用していますが、高校生についての連絡方法が確定できていません。今後の検討が望まれます。</p> <p>■「事業継続計画(BCP)」については、作成の方向で検討を進めているところとのことです。</p> <p>■非常階段の一部が危険ということで使用ができなくなっています。早急に委託者(大阪市)等と協議し、改善改修を急がれるよう求めます。</p>	

2 治療・支援の質の確保

(1) 治療・支援の標準的な実施方法が確立している。		第三者 評価結果
①	40 治療・支援について標準的な実施方法が文書化され治療・支援が実施されている。	b
【判断した理由・特記事項等】 ■治療・支援の標準的な実施方法については、開設2年の経過の中では十分とは言えない状況にあります。現在、ハンドブックの作成途上にあるとのことです。 ■今後、これまでのノウハウや他の児心施設の実施方法などを土台にして、早い時期に当施設独自の標準的な実施方法を確立し、文書化していかれることが待たれます。		
②	41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
【判断した理由・特記事項等】 ■具体的な治療支援のエピソード等から、個々のケースに対するきめ細かなアセスメントや対応の実態は伺えますが、項目40でのコメントのように、まずは、標準的な実施方法の確立・文書化を急がれることが求められます。		
(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
①	42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	b
【判断した理由・特記事項等】 ■開設して3年目の児童心理治療施設として、アドミッションケアを充実することが大事であるとの考えに立ち、特に入所時のアセスメントを丁寧に行なっていることが伺えました。 ■入所後のケーススタディには、かかりつけの精神科医の出席を得、適切なコンサルテーションを受けて、支援に生かしています。 ■支援困難ケースなど学校との連携が不可欠ですが、ケーススタディの場に関係者の参加が十分得られていないのは、たいへん残念なことです。		
②	43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
【判断した理由・特記事項等】 ■自立支援計画の定期的な評価・見直しについては、評価の基準は定められていますが、関係職員に周知する手順が文書化されていません。また、緊急に変更する場合についても同様です。今後、ハンドブックの作成を進めるなかで整備していくことが求められます。		
(3) 治療・支援の実施の記録が適切に行われている。		
①	44 子どもに関する治療・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
【判断した理由・特記事項等】 ■PCネットワークによる管理システムを導入し、子どもの情報が全職員で共有されています。 ■記録については、職員の「思うよう・感じるように」記述するように指導し、子どもの状況・心情等を、その中から読み取っていくようにしているとのことです。 ■子どもの状況把握を上のような方法で行なっていく場合には、コンサルテーションやスーパーバイズといった機能の充実が特に重要になってくることを十分に認識しておく必要があります。		
②	45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
【判断した理由・特記事項等】 ■子どもに関する記録については、個人情報保護規定において帯出を禁じており、サーバーで厳重に保管して、USBメモリ等への取り込みも許されていません。また、個人情報を含む書類等は、管理室内の常時施錠の書庫で保管し、貸し出しも一切行なわれていません。		

□

内容評価基準（20項目）

A-1 子どもの最善の利益に向けた治療・支援

(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮		第三者 評価結果
①	A1 一人ひとりの子どもの最善の利益を目指した治療・支援が、総合環境療法を踏まえた多職種連携の取り組みで実践されている。	a
【判断した理由・特記事項等】 ■自立支援計画に基づき、フロア会、ケーススタディを通して、一人ひとりにあった治療法(プレイセラピー・認知機能訓練・カウンセリング・コモンセンスペアレンティング等)を検討し、実施されています。また、重篤なケースについては、かかりつけ精神科医の協力を得て、入院加療ができる病院に繋がられています。		

<p>② A2 子どもと職員との間に信頼関係を構築し、生活体験を通して発達段階や課題を考慮した支援を行っている。</p>	a
<p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>■子どもと職員との信頼関係を構築するために、毎日グループごとに「夜の会」を開き、子どもの意見表明の時間をつくり出しています。また、毎日日記を書く習慣を定着させ、必ず個別に子どもへの職員メッセージを記すようにしています。これらの取り組みは、直接子どもの意見・心情を理解する(意見箱等での対応を超えた)時間・方法となっており、大いに評価されます。</p>	
<p>③ A3 子どもの発達段階に応じて、さまざまな生活技術が身に付くよう支援している。</p>	a
<p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>■日常生活の中で、職員同行の買い物、子どもだけの買い物、グループ調理のための買い物など、子どもの発達段階に応じた体験の取り組みを実施するとともに、金銭管理や必要な社会スキル、法律の解説などを行なっています。</p> <p>■高校生に対しては、スマホの所持を認めるにあたって、インターネットやSNSの適切な使い方を教えています。</p>	
<p>④ A4 子どもに暴力・不適応行動などの行動上の問題があった場合には、適切に対応している。</p>	a
<p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>■自傷他害行為・暴力・破壊的行為等が生じた場合は、落ち着いた状態になるために「クールダウン室(2室)」を活用しています。部屋の利用に当たっては、子ども一人きりにはさせず、クールダウンの意味をよく伝えてた上で職員も寄り添うようにしています。また、必ずPCシステムに入力し記録を残しています。なお、クールダウン室の存在や利用のあり方などについては、入所時に保護者にも伝えられています。</p>	
<p>(2) 子どもの意向への配慮や主体性の育成</p>	
<p>① A5 日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちのこととして主体的に考えるよう支援している。</p>	b
<p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>■児童養護施設から児童心理治療施設への施設種別変更と同時に運営主体も変わりましたが、開設当初の入所児童は前の児童養護施設からの継続入所がほとんどであったため、養育支援から治療的支援へのスムーズな移行には、いくらかの困難があったことは理解できます。</p> <p>■子どもが自身のことと同じように他児のことも考えられるようになるために「夜の会」や「日記」が果たす役割は大ですが、一方、子どもが主体的に小集団活動や行事を企画・運営するまでには至っていません。今後、決して容易とは言えませんが、「二つの支援の融合」に向けての着実な取り組みを期待します。</p>	
<p>② A6 子どもの協調性を養い、他者と心地よく過ごすためのマナーや心遣いができるように支援している。</p>	a
<p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>■施設のルールや約束事については、「夜の会」等で出される子どもの意見にも耳を傾けながら検討されています。</p> <p>■社会生活における規範等の習得については、発達年齢に応じた対応をしており、高校生については定期券の購入方法や各種申請書の記載の仕方など、日常生活での学習機会を通して常識的な対処が可能になるよう支援しています。</p> <p>■ふだんの挨拶や客人の見送りの場面などで、職員自らが見本を示したり、</p> <p>■さまざまな場面で「待つ」ことを経験させ、情動のコントロールが必要な場面への訓練につなげています。</p>	
<p>(3) 子どもの権利擁護・支援</p>	
<p>① A7 子どもの権利擁護に関する取り組みが徹底されている。</p>	a
<p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>■子どもの権利擁護について、子どもや保護者には、入所時に配布する「生活のしおり」の内容を基にして説明しています。その中には、クールダウン室利用の目的や方法についても説明しています。</p> <p>■「面会等の制限」については、児童相談所と協議しながら適切に対応しています。また、未成年後見制度が必要な子どもには、弁護士等の後見人を付けています。</p>	
<p>② A8 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう支援している。</p>	a
<p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>■子どもの権利については、入所時のアドミッションケア期間を設け、その間に「生活のしおり(学園で生活するあなたへ)」を渡し説明しています。</p> <p>■「子どもの権利ノート」については、児童相談所の担当ケースワーカーから手渡しし、説明してもらうよう徹底しています。</p>	

(4) 被措置児童虐待の防止等	
① A9 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
【判断した理由・特記事項等】 ・施設内虐待を防止するためには、子どもに対する不適切な関りの防止と早期発見が大事であり、マルトリートメント研修を実施するなどの取り組みが見られます。しかしながら、不適切な関りが生じた場合の対応方法等について明文化されたものが確認できませんでした。今後、被措置児童等虐待届出・通告制度についての対応マニュアルとともに明文化されることが求められます。	

A-2 生活・健康・学習支援

(1) 食生活	
① A10 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な配慮を行っている。	a
【判断した理由・特記事項等】 ・随所で、食事をおいしく食べられるように工夫されており、お節料理をはじめ季節の料理や昆布だしを使った和食が手尾狂われています。また、アレルギーの子どもに配慮したアレルギー食が提供され、他児の食事と間違わないような工夫もなされていました。 ・施設外での食事にも取り組む方向で検討していますが、この2年間はコロナの感染もあり、外食等ができない状況にあります。	
(2) 衣生活	
① A11 子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
【判断した理由・特記事項等】 ■衣類の習慣づけについても、子どもの発達年齢等に応じて取り組んでいます。心理治療施設の入所児童の特性でもあるこだわりの強い子どもに対しては、無理に習慣づけを行なうのではなく、子どもの個性や意向を尊重しながら指導されています。また、制服がない小学校では、式典用の衣服を特別に用意するなどの配慮がなされています。	
(3) 住生活	
① A12 居室等施設全体を、生活の場として安全性や快適さに配慮したものにしている。	a
【判断した理由・特記事項等】 ■防犯のために9分割画面の防犯カメラを設置して、外部からの不法侵入等に備えています。門扉のオートロックをはじめ、防犯センサー、感知ライトの設置などによって安全の確保に努めています。 ■居室以外の部屋をリビングルームとして活用し、くつろげる空間を確保しています。ただ、養護施設時代の汚れた壁などが残っており改善が進められていますが、さらに明るい居住区間となるよう補修・改修に努めることが望まれます。	
② A13 発達段階に応じて居室等の整理整頓、掃除等の習慣が定着するよう支援している。	a
【判断した理由・特記事項等】 ■児心施設へと種別変更し運営主体が社会福祉法人に変更となった際にも、施設設備面が十分に整っていたわけではなく、床や壁の損傷・汚れ、収納庫の不足なども当時の状態のままです。そのような状況の中であって、職員は様々な工夫努力をしながら不自由な環境を補っています。 ■以前の施設の慣習が、十分な検証なしに継承されているところがあります。ただ、中身にもより、例えば電気スイッチ類を子どもは触らないといったことなどでは、子ども自身に節電意識を高める効果につながっています。	
(4) 健康と安全	
① A14 発達段階に応じて、身体健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。	a
【判断した理由・特記事項等】 ■同法人が運営している児心施設の看護師の協力得ながら、健康管理・衛生管理等のマニュアル整備がなされ、様々な健康チェックも行われています。看護師が毎日フロアーを一巡りし、言葉かけを行っているあり方は評価できます。 ■入浴については、個浴ではなく数人が同時に入る機会に職員が付いて洗体洗髪等の指導をしています。 ■刃物等の危険物については子どもの手の届かない場所で保管しています。必要なときには貸し出し、安全な使用場面や確実な返還を確認するようにして、安全の確保に努めています。	
② A15 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。	a
【判断した理由・特記事項等】 ■子どもの心身の異常に対しては、近児心の看護師部会が作成した各種マニュアル(感染症対策、アレルギー対策、服薬対応、医療機関連携等)に基づき、看護師が主となって嘱託医との連携のもと迅速・的確に対応しています。 ■看護師は、服薬確認のチェック表や、薬の出し入れの確認票などを独自に作成し、厳重な薬品管理に取り組んでいます。また、フロアー職員に対して、服薬等についての研修も行なっています。	

(5) 性に関する支援等		
①	A16 子どもの年齢・発達段階等に応じて、性をめぐる課題に関する支援等の機会を設けている。	a
【判断した理由・特記事項等】		
<ul style="list-style-type: none"> ■性教育については、同法人が運営する児童養護施設(助松寮)が実施している「めばえの会」のプログラムや、同じく「児心施設(弘済のぞみ園)・養護施設(弘済みらい園)」が行なっている性教育プログラム手法をも学習し、施設独自の性教育プログラム「はぐくみの会」を作成して、発達段階グループに分けて取り組んでいます。 		
(6) 学習支援、進路支援等		
①	A17 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援に取り組み、「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
【判断した理由・特記事項等】		
<ul style="list-style-type: none"> ■学習環境という面では、家庭教師として近くにある大学(大阪教育大学)の学生を招き、希望する中学生数名に学力指導はもとより、話し相手にもなってもらっています。 ■同法人の弘済のぞみ・みらい園が活用して実績のある、発達障害の子どもを専門にする学習塾に通わせています。 ■進路指導については、中3生に模擬テストを受けさせて学力診断をし、受験校選択の参考にしています。 		

A-3 通所支援

(1) 通所による支援		
①	A18 施設の治療的機能である生活支援や心理的ケアなどにより、通所による支援を行っている。	
【判断した理由・特記事項等】		
<ul style="list-style-type: none"> ■通所支援は行なわれていません。 		

A-4 支援の継続性とアフターケア

(1) 親子関係の再構築支援等		
①	A19 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立し、家族関係の再構築に向けて支援している。	b
【判断した理由・特記事項等】		
<ul style="list-style-type: none"> ■家族との信頼関係構築の重要性を認識し、アドミッションケアにおいて施設の生活内容や今後の治療・支援の方向性等について、できるだけ具体的に丁寧な説明を心がけています。しかしながら、これまでのところ、親子関係再構築のためのプログラム策定には至っていません。 ■今後、まずは、親子関係再構築への支援プログラムの策定を進め、意図したプログラム等を具体的に実施するための部屋を整備するなど、再構築に向けた準備に着手していくことが望まれます。 		
②	A20 子どもが安定した生活を送ることができるよう退所後の支援を行っている。	b
【判断した理由・特記事項等】		
<ul style="list-style-type: none"> ■施設開設から2年が経過しましたが、ここまで退所した児童数はまだ多くありません。通所機能や外来機能を有していないために、退所後の支援を見通せないことも、その一因としてあるかもしれません。 ■そうした中であっても、担当職員は、退所後の住所を調べて連絡を取り、学校行事などへの参加を呼びかけるなどして関係を繋ぎながら眼差しを注ぐことを心がけています。 ■今後、増えていく退所児童の成人式等人生イベントの活用など、自然で効果的なアフターケアの工夫も望まれます。 		